

2020年9月14日

株 主 各 位

長野県長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14

株式会社 **高見澤**

代表取締役社長 高見澤 秀 茂

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。
このたびの令和2年7月豪雨により被害にあわれた皆様、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご復興・ご回復をお祈り申し上げます。
さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、株主様におかれましては健康状態にかかわらず、株主総会へのご出席を見合わせていただき、書面による事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。また、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は、本年は取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年9月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2020年9月29日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 長野県長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14
高見澤ダイヤモンドビル 9階会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第70期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）
継続の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kk-takamisawa.co.jp/ir/>）にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用所得環境の改善等を背景に、前半は緩やかな回復基調で推移したものの、米中貿易摩擦問題の長期化や欧州経済の減速に加え、年明け以降、新型コロナウイルスの感染拡大により一気に混迷が深まり、先行きの不透明感が一層増しております。

このような経営環境の中にあつて、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高62,519百万円（前連結会計年度比2.8%減）、営業利益1,077百万円（前連結会計年度比7.8%増）、経常利益1,376百万円（前連結会計年度比33.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益814百万円（前連結会計年度比30.4%増）となりました。

セグメント別の状況は、次のとおりであります。

(建設関連事業)

民間大型工事への建設資材販売が好調であったことに加え、公共工事においても防災減災関連工事並びに台風災害復旧工事へのオリジナル製品等の納入が順調に推移し、増収増益となりました。

この結果、建設関連事業の売上高は11,818百万円（前連結会計年度比18.9%増）、営業利益は380百万円（前連結会計年度比204.8%増）となりました。

(電設資材事業)

設備投資案件が減少している状況下にあつて積極的な営業活動を行い、前連結会計年度並みの売上を確保しました。また、仕入れコストの削減に取り組み、増益となりました。

この結果、電設資材事業の売上高は29,046百万円（前連結会計年度比1.3%減）、営業利益は535百万円（前連結会計年度比12.5%増）となりました。

(カーライフ関連事業)

石油部門では、暖冬及び新型コロナウイルスの感染拡大により燃料需要が減少する一方で販促費等経費が膨らみ、減収減益となりました。オート部門では、台風19号の影響により車検整備工場が被災し営業休止状態となったことに加え、新型コロナウイルスの影響によるユーザーの車輛買い控えにより、減収減益となりました。

この結果、カーライフ関連事業の売上高は13,992百万円（前連結会計年度比15.3%減）、営業利益は161百万円（前連結会計年度比21.1%減）となりました。

(住宅・生活関連事業)

主な事業として、農産物部門では、台風19号の影響によりきこ培地の工場が一部稼働できなかったことによる生産不足と、天候不順による青果物の取扱量が減少し、減収減益となりました。不動産部門では、建売分譲物件の取扱いが減少し、減収減益となりました。

この結果、住宅・生活関連事業の売上高は7,660百万円（前連結会計年度比9.3%減）、営業利益は181百万円（前連結会計年度比52.1%減）となりました。

セグメント別売上高

(単位：百万円)

期 別 セグメント別	第69期 (前連結会計年度) 2019年6月期		第70期 (当連結会計年度) 2020年6月期		前連結会 計年度比 増 減
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
		%		%	%
建 設 関 連	9,937	15.5	11,818	18.9	18.9
電 設 資 材	29,415	45.7	29,046	46.5	△1.3
カーライフ関連	16,525	25.7	13,992	22.4	△15.3
住宅・生活関連	8,444	13.1	7,660	12.2	△9.3
合 計	64,322	100.0	62,519	100.0	△2.8

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は969百万円で、その主なものは次のとおりです。

- ・当連結会計年度中に取得した主要設備

建設関連	当社建設事業部	クレーン車5台購入
カーライフ関連	上燃株式会社	セルフ佐久塚原SS開設

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第67期 2017年6月期	第68期 2018年6月期	第69期 2019年6月期	第70期(当連結会計年度) 2020年6月期
売 上 高(百万円)	53,818	62,347	64,322	62,519
経 常 利 益(百万円)	859	1,116	1,029	1,376
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	664	249	624	814
1株当たり当期純利益(円)	79.06	148.65	371.43	484.46
総 資 産(百万円)	33,100	33,454	34,021	33,338
純 資 産(百万円)	9,466	9,339	9,860	10,601
1株当たり純資産(円)	1,044.77	5,376.91	5,680.40	6,132.93

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2018年1月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
昭和電機産業株式会社	750百万円	99.6%	電設資材・産業機器の販売
信州電機産業株式会社	40	(100.0)	電設資材・産業機器の販売
直江津臨港生コン株式会社	50	74.0	生コンクリートの販売
オギワラ精機株式会社	10	82.5	農業用機械製造販売
株式会社アグリトライ	44	52.3	建築工事
株式会社ナガトク	10	95.0	漬物類・土産品の販売
株式会社セイブ	10	99.5	土地・住宅販売
株式会社スマイルハウス	20	(100.0)	土木建築工事の設計
上 燃 株 式 会 社	10	100.0	石油製品・自動車販売
溜博高見澤混凝土有限公司	3,200万元	64.6	生コンクリートの製造販売

(注) 議決権比率欄の()内は間接保有を含めた所有割合であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、営業力を強化しコスト削減等を図ると共に、新分野へ進出し、より強い経営体質へ向け改善を図ってまいりました。

今後、以下の重点施策を実施していきたいと考えております。

① 災害からのリスタート

被災事業部の完全復興と事業再建に向け、前へ進むための事業構築から新しい価値創造のイノベーションに継げる。

② 人材の育成と採用の強化

「企業は人なり」というが、30年先も当社が生き残るために必要な人材育成と積極的な採用の強化。

③ 付加価値の追求

製品・サービスの質を高め、お客様が納得していただける上での付加価値を追求し、社会への還元と企業価値を高める。

そして、これからもお客様から選ばれる企業になると共に、将来にわたり持続的な成長を遂げていくため、高い倫理観を持ってコンプライアンス経営を重視し、安定した収益を創出できる企業グループとして、更なる成長発展を目指して、経営基盤の充実と業績の向上に努めてまいります。また、経営環境の変化により、リスクも多様化、高度化していることから、内部統制を強化し、法令順守の徹底を図り、経営リスクを最小化してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年6月30日現在)

当社グループは、多業種にわたり事業展開を行っており、事業の種類別のセグメントは以下のとおりです。

セグメント区分	主要な事業内容	会社
建設関連事業	コンクリート二次製品、生コンクリート・砂利・砂の製造販売 セメント他建設資材の販売 土木建築の請負、建築工事 貨物自動車運送	株式会社高見澤 直江津臨港生コン株式会社 淄博高見澤混凝土有限公司 山東建澤混凝土有限公司
電設資材事業	電設資材、産業機器 空調システム等の販売	昭和電機産業株式会社 信州電機産業株式会社
カーライフ関連事業	石油製品の販売 自動車の販売・整備・賃貸 損害保険代理業務	株式会社高見澤 上燃株式会社
住宅・生活関連事業	不動産売買・媒介及び管理 一般廃棄物、産業廃棄物の処理 処分とその収集運搬事業 青果物の販売、肥料の販売 食品加工品の製造販売 ゴルフ練習場の経営 ゴルフ用品の買取、販売 農業用機械の製造販売 ミネラルウォーターの製造販売 ケーブルテレビ局経営 チーズ類の加工及び菓子類の製造販売 発電事業及び電気の供給・販売 に関する事業 漬物類・土産品の販売	株式会社高見澤 オギワラ精機株式会社 株式会社アグリトライ テレビ北信ケーブルビジョン株式会社 株式会社ナガトク 株式会社セイブ 株式会社スマイルハウス

(注) 1. 山東建澤混凝土有限公司は持分法適用関連会社であります。

2. テレビ北信ケーブルビジョン株式会社は持分法非適用関連会社であります。

(6) 主要な事業所 (2020年6月30日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社	長野県長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14
特 産 事 業 部	長野県中野市
建 設 事 業 部	長野県長野市、中野市、上高井郡小布施町、 愛知県名古屋
生 コ ン 事 業 部	長野県長野市、上田市
石 油 事 業 部	長野県長野市、中野市、須坂市
オ ー ト 事 業 部	長野県長野市
コンクリート事業部	長野県上高井郡小布施町、中野市、上田市、 松本市、上伊那郡宮田村、茅野市、 埼玉県上尾市
上 越 支 店	新潟県上越市
中 国 事 業 部	長野県長野市
環境エンジニアリング事業部	長野県上田市
ボトルウォーター事業部	長野県下高井郡山ノ内町、松本市、上田市、 新潟県新潟市
ラクティライフ事業部	長野県小諸市
不 動 産 事 業 部	長野県長野市
営業開発事業部	長野県長野市

② 子会社

昭和電機産業株式会社	長野県長野市、上田市、佐久市、松本市、 飯田市、諏訪市、伊那市、東御市、 山梨県甲府市、新潟県上越市、長岡市、 新潟市、南魚沼市、柏崎市、三条市、 岐阜県中津川市、東京都千代田区、国立市、 神奈川県相模原市
信州電機産業株式会社	長野県松本市、長野市
直江津臨港生コン株式会社	新潟県上越市
オギワラ精機株式会社	長野県中野市
株式会社アグリトライ	長野県長野市、安曇野市
株式会社ナガトク	長野県長野市
株式会社セイブ	長野県松本市
株式会社スマイルハウス	長野県松本市
上 燃 株 式 会 社	長野県上田市、東御市、小諸市、佐久市、 長野市、塩尻市
溜博高見澤混凝土有限公司	中国山東省溜博市

(7) 従業員の状況 (2020年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
建設関連事業	239名	7名増
電設資材事業	345名	2名減
カーライフ関連事業	224名	6名増
住宅・生活関連事業	140名	2名増
全社（共通）	18名	—
合計	966名	13名増

- (注) 1. 従業員数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は含んでおりません。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
375 (138) 名	5名増 (8名減)	41.1歳	13.1年

- (注) 従業員数は就業員数（当社から社外への出向者(3名)を除く。）であり、臨時雇用者数は、当事業年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年6月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社八十二銀行	7,073百万円
長野県信用組合	1,156
株式会社商工組合中央金庫	855

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 3,783,000株
- ② 発行済株式の総数 1,758,400株
- ③ 株主数 1,149名 (前期末比10名増)
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
高 見 澤 秀 茂	205 ^{千株}	12.25%
高 見 澤 尊 昭	135	8.03
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	83	4.95
株 式 会 社 夢 葉	60	3.57
高 見 澤 雅 人	55	3.28
内 藤 征 吾	52	3.10
長 野 県 信 用 組 合	50	2.97
高 見 澤 吉 晴	42	2.50
高 見 澤 洋	35	2.09
高 見 澤 豊 子	29	1.77

- (注) 1. 当社は自己株式77,470株を所有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2020年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高見澤 秀 茂	オギワラ精機㈱ 代表取締役会長 直江津臨港生コン㈱ 代表取締役社長 ㈱アグリトライ 代表取締役会長 テレビ北信ケーブルビジョン㈱ 代表取締役社長 ㈱ナガトク 代表取締役社長 ㈱セイブ 代表取締役社長 ㈱スマイルハウス 代表取締役社長 上燃㈱ 代表取締役社長
専務取締役	赤 沼 好 宏	営業本部長 建設事業部、生コン事業部担当
専務取締役	高見澤 雅 人	経営企画室長 特産事業部、不動産事業部担当
常務取締役	佐 藤 倫 正	営業副本部長 コンクリート事業部、環境エンジニアリング事業部担当
常務取締役	原 山 稔 明	営業副本部長 石油事業部担当 上燃㈱ 取締役副社長
常務取締役	米 山 剛	海外事業本部長 中国事業部長、上越支店長
常務取締役	久 保 輝 明	管理本部長
取 締 役	小 林 茂 勝	営業推進部長 営業開発事業部長、オート事業部、ボトルウォーター事業部、ラクティライフ事業部担当
取 締 役	千 野 巳 明	総務部長
取 締 役	高見澤 尊 昭	㈱アグリトライ 代表取締役社長
取 締 役	小 林 正 樹	昭和電機産業㈱ 代表取締役会長
取 締 役	松 本 清	長野運送㈱ 代表取締役社長 善光寺白馬電鉄㈱ 代表取締役社長 上田運送㈱ 代表取締役社長 ㈱リングョー 代表取締役社長
常勤監査役	大 井 文 成	
監 査 役	鴫 澤 裕	株式会社社守商会 社外監査役 税理士法人TOKIZAWA&PARTNERS 代表社員
監 査 役	金 子 肇	金子法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役松本清氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役鴫澤裕氏及び監査役金子肇氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役鴫澤裕氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役松本清氏並びに監査役鴫澤裕氏及び監査役金子肇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (1名)	216百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	19百万円 (3百万円)
合 計 (うち社外役員)	13名 (3名)	235百万円 (6百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記の支給額には、以下の当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。
 ・取締役10名に対し 10百万円 (うち社外取締役1名に対し 0百万円)
 ・監査役3名に対し 0百万円 (うち社外監査役2名に対し 0百万円)
 3. 取締役の支給人員は、無報酬の取締役2名を除いております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役松本清氏は、長野運送株式会社、善光寺白馬電鉄株式会社、上田運送株式会社及び株式会社リングョーの代表取締役社長であります。当社とこれらの会社との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役鴫澤裕氏は、株式会社守谷商会の社外監査役及び税理士法人TOKIZAWA&PARTNERSの代表社員であります。株式会社守谷商会と当社の間には建設資材の納入等の取引関係があります。当社と税理士法人TOKIZAWA&PARTNERSの間には特別な関係はありません。
 - ・監査役金子肇氏は、金子法律事務所の所長であります。当社は金子法律事務所との間で顧問契約を締結しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	松 本 清	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回出席しており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	鴫 澤 裕	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回、監査役会6回のうち6回出席しており、監査役の職務の執行に関する事項についての発言を適宜行っております。
監査役	金 子 肇	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回、監査役会6回のうち6回出席しており、監査役の職務の執行に関する事項についての発言を適宜行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称及び氏名
ながの公認会計士共同事務所
公認会計士 宮坂直慶
同 興石直人

② 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記イ. の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、契約の相手方が会計監査人両氏が所属するながの公認会計士共同事務所であるため、各会計監査人の報酬の額を区分することができず、当事業年度に係る報酬等の額には、両氏に支払う合計額を記載しております。
3. 監査役会は、当社と会計監査人との間の監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議したことは次のとおりであります。

- ① 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社グループは、企業が存続するために必要不可欠な法令遵守を認識し、全ての役員が公正で高い倫理観に基づき行動することを徹底することとする。
 - ・ 取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監視・監督する。
 - ・ 取締役会は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、社会的責任と公共的使命を果たすことを目的として、外部機関と積極的に連携をとり、反社会的勢力排除に向けた体制を整備する。
 - ・ 代表取締役社長は、法令、定款、その他社内規程に従い、会社の業務執行の決定をし、取締役会決議、その他社内規程等に従い職務を執行する。
 - ・ 取締役は、法令、定款、取締役会決議、その他社内規程等に従い、当社の業務を執行するとともに、会社の業務執行状況を取締役会規程に従い取締役会に報告する。
 - ・ 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役会規程及び監査役の監査基準に従い、取締役の職務執行について監査する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務執行に係る情報については文書管理規程に基づき、適切かつ確実に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも取締役会決議事項の情報を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 全社横断的なリスク管理体制を構築する。
 - ・ 各部門においては、法令及び関係規則に基づいたマニュアルやガイドラインを遵守し適切な対応を速やかに行うこととする。
 - ・ 不測の事態が生じた場合においては、「リスクマネジメント体制」により設置された対策本部がかかる任に当たり、対応を協議しながら迅速に対応する。
 - ・ 当社及び当社子会社の連携により、当社グループ全体のリスク管理を行う。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 企業理念の具現化に向け、全員参加の経営を基本とし、中長期の基本経営計画書及び単年度事業計画書を立案し、全社的な目標を設定する。また、毎月の経営戦略会議において具体的改善策とその施策を実施する。
 - ・ 取締役の職務執行については、組織規程、職務及び業務分掌規程、職務権限規程においてそれぞれ詳細に定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 従業員は、法令、定款はもとより、当社の経営理念に基づき、社内規程及び組織規程、職務及び業務分掌規程に則り行動する。
 - ・ 内部監査室が定期的に内部監査を実施し、その結果を経営層及び監査役に適宜報告する。
- ⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、担当取締役が統括管理する。
 - ・ 担当取締役は、子会社経営層と連携し管理の状態を定期的に取締役会に報告することとし、代表取締役は、子会社との各種連絡会・協議会を設置し、情報交換・危機管理の統一等経営の効率化を確保する。
 - ・ 子会社は、内部監査室の定期的な監査対象とし、監査の結果を経営層及び監査役に適宜報告する。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を必要と求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。
 - ・ 指名された使用人の指揮権は、取締役からの独立性を確保する。
- ⑧ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社グループの取締役及び使用人は当社の業績又は業績に与える重要事項について監査役に都度報告するものとし、職務の執行に関する不法行為や重要な法令違反、定款違反行為の事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。
 - ・ 前記に拘らず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
 - ・ その報告を行った当社グループの取締役及び使用人が当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを受けることを禁止し、その旨の周知徹底を図る。
 - ・ 監査役は、独立性と権限により、会計監査人、内部監査室との情報交換に努め、緊密な連携をとりながら監査の実効性を確保する。
 - ・ 監査役が職務を執行する上で必要となる費用について会社に請求を行った場合は、監査の職務の執行に必要なと明らかに認められる時を除き、会社は速やかに支払うものとする。
- ⑨ 財務報告の適正性を確保するための体制
- ・ 当社は金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、「内部統制規程」を定め、財務報告に係る内部統制の評価と有効性の判断を行い、適切に運用されているか確認する。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役会は、取締役12名（うち社外取締役1名）で構成され、毎月1回以上の定例取締役会を開催し経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項について協議・決定をするとともに業務執行状況を監督しております。また、グループ会社の取締役会においても全てのグループ会社に対して当社の役員が派遣されており、取締役会に出席して意見を述べるなど、グループ全体の経営に関与しております。

反社会的勢力排除に向けた取り組みとしては、公益財団法人長野県暴力追放県民センターに加入し、定期的に行われる情報交換会及び研修会に参加しております。また、所轄官庁など外部機関と連携しております。

内部監査の組織として「内部監査室」（専任3名）を設置し、業務活動全般に関し、その計画・手続の妥当性及び業務実施の有効性の確認を行っております。また、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、「内部統制規程」に基づき評価を行っております。子会社においても定期的に監査を実施し、監査の結果を取締役会及び監査役に報告しております。

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、2名の社外監査役はそれぞれ高い専門性を有しております。

監査役は、策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務・財産の状況の調査等を通じ、取締役及び業務全般の執行に対し厳正な監視を行っています。また、会計監査人、内部監査室との情報交換を行い、監査の実効性を確認しています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から経営を負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

② 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は1951年に地元特産物の商いを目的に起業し、以来60数年に亘って貨物運送・土木工事業、生コン製造販売事業、石油製品小売事業、車両販売修理事業、コンクリート二次製品製造販売事業、産業廃棄物収集運搬事業、ミネラルウォーター製造販売事業、ナチュラルチーズ加工販売事業等、更なる業績の向上に向けて事業展開を図っております。また、関連子会社では、電設資材販売事業（昭和電機産業株式会社、信州電機産業株式会社）、生コン製造販売事業（中国山東省で溜博高見澤混凝土有限公司等合弁2社4工場）、農業機械製造販売事業（オギワラ精機株式会社）、住宅リフォーム事業（株式会社アグリトライ）、漬物卸販売事業（株式会社ナガトク）、また近年には不動産事業を営む株式会社セイブやガソリンスタンド事業の上燃株式会社等の株式取得を実施し、業容の拡大を図っております。

当社グループの企業価値の源泉は、地域密着型企業として地域の皆様により半世紀以上に亘りお届けしている多種多様な製品とサービスにより築き上げられたブランド力と信頼関係にあると考えております。

また、環境保全への関心が高まっている中、当社グループにおいても自然環境の保護、循環型社会への実現を目指し、環境に配慮し循環資源を利用したリサイクル製品の開発を行ってまいりました。現在長野県の「信州リサイクル認定製品」として多くの当社製品群が認定されております。

環境問題が日本だけでなく地球規模で議論されている中、当社は上記のとおり約半世紀に亘り蓄積された当社の開発技術力をノウハウとし、多種多様な基礎技術や製品を融合することにより、環境配慮型のオリジナル製品の開発をするなどして当社のブランド力及びステークホルダーとの信頼関係を構築してまいりました。今後も当社のブランド力を活かし、更に経済的で高機能な製品の開発に取り組んでまいります。そして当社の将来展望に立ち、時代と社会の要請に応え得る新しい事業の開発を今後も模索し、事業化することで地域社会の皆様にご貢献してまいります。

このように、時代のニーズをいち早くキャッチし、それに応え得るべく技術開発を進め、事業化することにより顧客と当社グループには企業価値の源泉である厚い信頼関係が生まれてくるものと確信しております。

当社グループはこのような当社グループの企業価値の源泉を今後も継続し、更に発展させ、地域社会における社会的責任を高めることが、当社グループの企業価値・株主共同利益の確保・向上につながるものと考えております。これらの取組みは、前述の基本方針の実現に資するものと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

買付者から当社株式に対する大規模買付け提案があった場合において、当社の株主の皆様が、当社の経営資源その他企業価値を構成する多様な要素を十分に把握した上で、当該買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われれます。そこで当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付け等がなされた場合、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、または当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や期間を確保したり、買付者と交渉を行うこと等を可能にすることで当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を防止することを目的としています。

本対応策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、前述の基本方針に沿うものと当社取締役会は判断しております。

備考：本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,030	流動負債	14,458
現金及び預金	3,377	支払手形及び買掛金	6,658
受取手形及び売掛金	10,934	短期借入金	4,710
商品及び製品	2,508	リース債務	48
仕掛品	355	未払法人税等	246
原材料及び貯蔵品	313	賞与引当金	453
その他	567	その他の	2,340
貸倒引当金	△25	固定負債	8,277
固定資産	15,307	社債	130
有形固定資産	11,810	長期借入金	5,437
建物及び構築物	3,444	リース債務	133
機械装置及び運搬具	1,660	繰延税金負債	17
土地	6,263	再評価に係る繰延税金負債	381
リース資産	154	退職給付に係る負債	1,665
建設仮勘定	38	役員退職慰労引当金	263
その他	249	環境対策引当金	105
無形固定資産	373	資産除去債務	50
のれん	139	その他	92
その他	234	負債合計	22,736
投資その他の資産	3,123	(純資産の部)	
投資有価証券	802	株主資本	9,958
繰延税金資産	837	資本金	1,264
その他	1,784	利益剰余金	8,789
貸倒引当金	△300	自己株式	△95
資産合計	33,338	その他の包括利益累計額	350
		その他有価証券評価差額金	190
		土地再評価差額金	101
		為替換算調整勘定	121
		退職給付に係る調整累計額	△62
		非支配株主持分	292
		純資産合計	10,601
		負債純資産合計	33,338

連結損益計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		62,519
売上原価		52,745
売上総利益		9,774
販売費及び一般管理費		8,696
営業利益		1,077
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	23	
持分による投資利益	92	
仕入割引	148	
不動産賃貸料	34	
その他	148	452
営業外費用		
支払利息	90	
為替差損	11	
売却割引	34	
その他	17	153
経常利益		1,376
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	5	
受取保険金	950	959
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	4	
投資有価証券評価損	4	
災害による損失	1,072	1,081
税金等調整前当期純利益		1,254
法人税、住民税及び事業税	446	
法人税等調整額	△4	441
当期純利益		813
非支配株主に帰属する当期純利益		△0
親会社株主に帰属する当期純利益		814

連結株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年7月1日期首残高	1,264	8,016	△94	9,186
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当		△42		△42
親会社株主に帰属する当期純利益		814		814
自己株式の取得			△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	－	772	△0	772
2020年6月30日期末残高	1,264	8,789	△95	9,958

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純 資 産 計 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算定 調整額	退職給付調 整累計額	その他の包 括利益累計 額合計		
2019年7月1日期首残高	172	101	161	△73	362	311	9,860
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△42
親会社株主に帰属する当期純利益							814
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	17		△40	10	△11	△18	△30
連結会計年度中の変動額合計	17	－	△40	10	△11	△18	741
2020年6月30日期末残高	190	101	121	△62	350	292	10,601

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 10社
- ・連結子会社の名称 昭和電機産業株式会社
直江津臨港生コン株式会社
オギワラ精機株式会社
株式会社アグリトライ
信州電機産業株式会社
株式会社ナガトク
株式会社セイブ
株式会社スマイルハウス
上燃株式会社
溜博高見澤混凝土有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・関連会社の数 1社
- ・関連会社の名称 山東建澤混凝土有限公司

② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・関連会社の名称 テレビ北信ケーブルビジョン株式会社
- ・持分法を適用しない理由

テレビ北信ケーブルビジョン株式会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

- ③ 持分法適用会社である山東建澤混凝土有限公司の決算日は12月31日であります。3月31日を仮決算日とした決算を行い持分法を適用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結決算上必要な調整を行っております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、昭和電機産業株式会社及び信州電機産業株式会社の決算日は6月20日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用しております。在外連結子会社である溜博高見澤混凝土有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たって3月31日を仮決算日とした決算を行っております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結決算上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社の1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 5年～17年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社において、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、在外連結子会社は、個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

- ハ. 役員退職慰労引当金
当社及び連結子会社5社（昭和電機産業株式会社、信州電機産業株式会社、オギワラ精機株式会社、株式会社アグリトライ及び上燃株式会社）は役員退職慰労金の支出に備えるため、内規による当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- 二. 環境対策引当金
環境対策処理に関する支出に備えるため、当連結会計年度末において、合理的に見積ることができる額を計上しております。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
- 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ロ. その他の工事
工事完成基準
- ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
（ヘッジ手段）
金利スワップ
（ヘッジ対象）
借入金
- ハ. ヘッジ方針
当社グループは、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
- 二. ヘッジの有効性評価の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づいて計上しております。なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

また、国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

ハ. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	333百万円
受取手形及び売掛金	450百万円
建物及び構築物	2,426百万円
土地	4,836百万円
投資有価証券	367百万円
計	8,413百万円

② 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	121百万円
短期借入金	4,549百万円
長期借入金	5,142百万円
計	9,813百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,706百万円

(3) 保証債務

信州生コン株式会社	銀行借入金	144百万円
住宅ローン利用顧客		146百万円
計		290百万円

(注) 1. 信州生コン株式会社への債務保証は株主9社の連帯保証であります。

2. 住宅ローン利用顧客の債務保証は、金融機関等からの借入に対する抵当権設定登記完了までの連帯保証であります。

(4) 受取手形割引高 14百万円
受取手形裏書譲渡高 2,094百万円

(5) 事業用土地の再評価の方法

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号によるところの地価税計算のために公表された価額に合理的な調整を行う方法としております。

再評価差額のうち税効果相当額を負債の部の固定負債に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

再評価を行った年月日	2000年6月30日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△1,797百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,758,400株	一株	一株	1,758,400株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	77,383株	87株	一株	77,470株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加87株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年9月26日 定時株主総会	普通株式	42百万円	25円	2019年6月30日	2019年9月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年9月29日 定時株主総会	普通株式	42百万円	25円	2020年6月30日	2020年9月30日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、製造販売等に係る業務を遂行するために必要な設備投資のための資金及び短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しており、必要な権限については、職務権限規定にて制定されております。また、デリバティブは、リスク回避のために利用しており、投機的な取引は一切行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、得意先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6か月以内の短期債務であります。決済時の流動性リスクについても留意が必要であります。

借入金、設備投資のための資金と短期的な運転資金の調達を目的としたもので、長期借入金は、返済期間を5～30年に設定の上、調達しております。金利は主に市場金利をベースとした変動金利であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引です。ヘッジの有効性の評価方法については金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

③ 金融商品に対するリスク管理体制

イ. 信用リスクについて

当社では、本社内に与信管理委員会を設け、販売システムより出力される各種帳票に基づき、各得意先からの回収状況を継続的にモニタリングする体制となっており、各得意先に対する与信限度の設定に係る権限を有しております。また、回収が長期化する事態が発生した場合には、各部門責任者へレビューしており、相互に牽制し、リスクの軽減を図っております。デリバティブ取引に当たっては、契約先を信用力の高い本邦の大手銀行とし、信用リスクの軽減を図っております。

ロ. 市場リスクについて

長期借入金の金利リスクについても経理部が所管し、金利動向をフォローするとともに、金利上昇リスク軽減のための金利スワップの実行について検討しております。

ハ、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）について

経理部では、各部門からの報告に基づき、月次で資金繰計画を作成し、管理する体制としており、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2. 参照）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
① 現金及び預金	3,377	3,377	—
② 受取手形及び売掛金	10,934	10,934	—
③ 投資有価証券	479	479	—
資産計	14,791	14,791	—
① 支払手形及び買掛金	6,658	6,658	—
② 短期借入金	2,760	2,760	—
③ 社債（1年内償還予定の社債を含む）	140	141	1
④ 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	7,388	7,406	18
負債計	16,946	16,966	19
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項
資産

① 現金及び預金 並びに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらはすべて株式であり、時価については、取引所の価格によっております。

負債

① 支払手形及び買掛金並びに② 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、リース債務については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

③ 社債（1年内償還予定の社債を含む）

社債の時価は、元利金の合計額を新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

④ 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期的に市場金利が反映されており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。一部変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	322百万円

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産③ 投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 6,132円93銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 484円46銭 |

貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,573	流 動 負 債	7,512
現金及び預金	696	支 払 手 形	1,957
受 取 手 形	542	買 掛 金	1,281
売 掛 金	2,374	電 子 記 録 債 務	72
電 子 記 録 債 権	451	短 期 借 入 金	800
商 品 及 び 製 品	915	1年以内返済予定の長期借入金	1,822
仕 掛 品	81	リ ー ス 債 務	23
原材料及び貯蔵品	147	未 払 金	519
前 払 費 用	37	未 払 費 用	143
未 収 入 金	303	未 払 法 人 税 等	60
そ の 他	23	前 受 金	21
貸 倒 引 当 金	△1	預 り 金	40
固 定 資 産	13,985	前 受 取 益	5
有 形 固 定 資 産	7,267	賞 与 引 当 金	324
建 物	1,238	そ の 他	437
構 築 物	193	固 定 負 債	6,055
機 械 及 び 装 置	894	長 期 借 入 金	4,076
車 両 運 搬 具	248	リ ー ス 債 務	53
工 具、器 具 及 び 備 品	159	再評価に係る繰延税金負債	381
土 地	4,431	退 職 給 付 引 当 金	949
リ ー ス 資 産	63	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	168
建 設 仮 勘 定	38	環 境 対 策 引 当 金	105
無 形 固 定 資 産	190	資 産 除 去 債 務	36
借 地 権	136	そ の 他	284
ソ フ ト ウ ェ ア	28	負 債 合 計	13,567
そ の 他	26	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	6,526	株 主 資 本	5,732
投 資 有 価 証 券	683	資 本 金	1,264
関 係 会 社 株 式	4,219	利 益 剰 余 金	4,563
関 係 会 社 出 資 金	441	利 益 準 備 金	43
長 期 貸 付 金	102	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,519
繰 延 税 金 資 産	498	特 別 償 却 準 備 金	15
そ の 他	678	繰 越 利 益 剰 余 金	4,504
貸 倒 引 当 金	△96	自 己 株 式	△95
資 産 合 計	19,558	評 価 ・ 換 算 差 額 等	258
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	156
		土 地 再 評 価 差 額 金	101
		純 資 産 合 計	5,990
		負 債 純 資 産 合 計	19,558

損 益 計 算 書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		20,122
売 上 原 価		16,577
売 上 総 利 益		3,544
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,237
営 業 利 益		307
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	541	
不 動 産 賃 貸 料	25	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	5	
経 営 指 導 料	32	
そ の 他	64	669
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	55	
為 替 差 損	11	
そ の 他	1	69
経 常 利 益		907
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
受 取 保 険 金	950	952
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	2	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3	
災 害 に よ る 損 失	1,124	1,130
税 引 前 当 期 純 利 益		729
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	88	
法 人 税 等 調 整 額	2	91
当 期 純 利 益		638

株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本計 合
	資本金	利 益 剰 余 金			自己株式	利 益 剰 余 金 合 計	
		利 準 備 金	益 金	その他利益剰余金 特別償却 準備金			
2019年7月1日期首残高	1,264	39	52	3,874	3,966	△94	5,135
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		4		△46	△42		△42
当期純利益				638	638		638
自己株式の取得					-	△0	△0
特別償却準備金の取崩			△37	37	-		-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	4	△37	630	596	△0	596
2020年6月30日期末残高	1,264	43	15	4,504	4,563	△95	5,732

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2019年7月1日期首残高	126	101	228	5,363
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△42
当期純利益				638
自己株式の取得				△0
特別償却準備金の取崩				-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	29		29	29
事業年度中の変動額合計	29	-	29	626
2020年6月30日期末残高	156	101	258	5,990

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）

並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～50年

機械及び装置 9年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、発生翌期から費用処理することとしております。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規による当事業年度末要支給額を計上しております。
 - ⑤ 環境対策引当金
環境対策処理に関する支出に備えるため、当事業年度末において、合理的に見積もることができる額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 - ② その他の工事
工事完成基準
- (5) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
(ヘッジ手段)
金利スワップ
(ヘッジ対象)
借入金
 - ③ ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
 - ④ ヘッジの有効性評価の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	323百万円
受取手形	450百万円
建物	730百万円
土地	3,163百万円
投資有価証券	367百万円
計	5,035百万円

② 担保に係る債務

支払手形	10百万円
買掛金	110百万円
短期借入金	800百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,682百万円
長期借入金	3,816百万円
計	6,420百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,966百万円

(3) 保証債務

信州生コン株式会社	銀行借入金	144百万円
オギワラ精機株式会社	銀行借入金	100百万円
	割引手形	14百万円
上燃株式会社	仕入債務	149百万円
計		408百万円

(注) 信州生コン株式会社への債務保証は株主9社の連帯保証であります。

(4) 受取手形裏書譲渡高 27百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	278百万円
② 長期金銭債権	45百万円
③ 短期金銭債務	79百万円
④ 長期金銭債務	201百万円

(6) 事業用土地の再評価の方法

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号によるところの地価税計算のために公表された価額に合理的な調整を行う方法としております。

再評価差額のうち税効果相当額を負債の部の固定負債に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

再評価を行った年月日	2000年6月30日
再評価を行った土地の期末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額	△1,797百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売上高	532百万円
	仕入高	64百万円
	営業取引以外の取引高	853百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	77,383株	87株	一株	77,470株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加87株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	29百万円
たな卸資産評価損	8百万円
投資有価証券評価損	13百万円
退職給付引当金	289百万円
役員退職慰労引当金	51百万円
環境対策引当金	32百万円
賞与引当金	98百万円
減損損失	96百万円
災害による損失	64百万円
土地再評価に係る繰延税金資産	232百万円
繰越欠損金	31百万円
その他	51百万円
繰延税金資産小計	<u>999百万円</u>
評価性引当額	<u>△458百万円</u>
繰延税金資産合計	540百万円
繰延税金負債	
特別償却準備金	△6百万円
その他有価証券評価差額金	△35百万円
土地再評価に係る繰延税金負債	<u>△381百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△423百万円</u>
繰延税金資産の純額	117百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

種 類	会社等の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	株式会社 アグリトライ	所有 直接52.3%	工事関連 業務の委託 役員の兼任	災害損失 (災害復旧 工事等) (注)1	265	未払金	70
子会社	上燃 株式会社	所有 直接100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注)2	149	固定負債 「その他」	200

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記取引については、市場価格を参考の上、一般的取引条件と同様に決定しています。
2. 債務保証については、仕入先に対する債務を保証するものであります。また、担保として預り保証金200百万円を受けております。なお、債務保証料は受け取っておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,563円71銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 380円05銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月18日

株式会社 高見澤
取締役会 御中

ながの公認会計士共同事務所
長野県長野市

公認会計士 宮坂直慶 ㊞

公認会計士 興石直人 ㊞

監査意見

私たちは、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高見澤の2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

私たちは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高見澤及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月18日

株式会社 高見澤
取締役会 御中

ながの公認会計士共同事務所
長野県長野市

公認会計士 宮坂直慶 ㊞

公認会計士 興石直人 ㊞

監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高見澤の2019年7月1日から2020年6月30日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ながの公認会計士共同事務所の公認会計士宮坂直慶氏及び公認会計士興石直人氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ながの公認会計士共同事務所の公認会計士宮坂直慶氏及び公認会計士興石直人氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月21日

株式会社高見澤 監査役会

常勤監査役 大井文成 ㊟

社外監査役 鴫澤裕 ㊟

社外監査役 金子肇 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第70期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円
総額 42,023,250円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年9月30日

第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2017年9月26日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「現プラン」といいます。）の継続ご承認をいただきました。

現プランの有効期間は、2020年9月29日開催の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、当社では、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討して参りました。その結果、情勢の変化や、機関投資家の動向等を踏まえ、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、当社取締役会は現プランを一部変更したうえで、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」といいます。）を継続することを、2020年8月11日開催の当社取締役会にて決定いたしました。本プランの有効期間は、2023年9月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

なお、本プランを決定した取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しています。

本プランにおいて、現プランから見直しを行った主な内容は次の通りです。

- ①独立委員会の対抗措置に関する勧告において、株主の皆様の意思の確認を得るべき旨の留保を付することができる旨を明記したこと
- ②非適格者が保有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わない旨を明記したこと
- ③その他文言の修正

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益

の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から経営を負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値の源泉及び企業価値向上への取組み

当社は1951年に地元特産物の商いを目的に起業し、以来60数年に亘って貨物運送・土木工事業、生コン製造販売事業、石油製品小売事業、車両販売修理事業、コンクリート二次製品製造販売事業、産業廃棄物収集運搬事業、ミネラルウォーター製造販売事業、ナチュラルチーズ加工販売事業等、さらなる業績の向上に向けて事業展開を図っております。また、関連子会社では、電設資材販売事業（昭和電機産業株式会社、信州電機産業株式会社）、生コン製造販売事業（中国山東省で溜博高見澤混凝土有限公司等合弁2社4工場）、農業機械製造販売事業（オギワラ精機株式会社）、住宅リフォーム事業（株式会社アグリトライ）、漬物卸販売事業（株式会社ナガトク）、また近年には不動産事業を営む株式会社セイブやガソリンスタンド事業の上燃株式会社等の株式取得を実施し、業容の拡大を図っております。

当社グループの企業価値の源泉は、地域密着型企業として地域の皆様に半世紀以上に亘りお届けしている多種多様な製品とサービスにより築き上げられたブランド力と信頼関係にあると考えております。

また、環境保全への関心が高まっているなか、当社グループにおいても自然環境の保護、循環型社会への実現を目指し、環境に配慮し循

環資源を利用したリサイクル製品の開発を行って参りました。現在長野県の「信州リサイクル認定製品」として多くの当社製品群が認定されておりまして。

環境問題が日本だけでなく地球規模で議論されているなか、当社は上記の通り半世紀以上に亘り蓄積された当社の開発技術力をノウハウとし、多種多様な基礎技術や製品を融合することにより、環境配慮型のオリジナル製品の開発をするなどして当社のブランド力及びステークホルダーとの信頼関係を構築して参りました。今後も当社のブランド力を活かし、さらに経済的で高機能な製品の開発に取り組んで参ります。そして当社の将来展望に立ち、時代と社会の要請に応え得る新しい事業の開発を今後も模索し、事業化することで地域社会の皆様に貢献して参ります。

このように、時代のニーズをいち早くキャッチし、それに応え得るべく技術開発を進め、事業化することにより顧客と当社グループには企業価値の源泉である厚い信頼関係が生まれてくるものと確信しております。

当社グループは、このような当社グループの企業価値の源泉を今後も継続さらに発展させ、地域社会における社会的責任を高めることが、当社グループの企業価値・株主共同利益の確保・向上につながるものと考えております。

当社の中長期経営計画では、企業理念として「顧客、社員、株主、地域社会」への貢献を企業経営の最重要項目と捉え、存在価値のあり続ける企業を目指し経営に当たることとしております。

そして当社グループの具体的戦略として、

- ①『高見澤グループ』各社の経営力をより強固にするため、経営意思決定のスピード化を図る。
- ②「経営基盤の拡充」を最重要課題として、各社はコア事業の育成に取り組んでいく。
- ③キャッシュ・フロー重視の経営に徹し、グループ全体のシナジー効果を最大限発揮し高収益体質の実現と財務体質の強化と改善を図る。
- ④営業力の強化を図り、良質な製品の提供を通して、お客様の信頼に応えるべく、提案営業を行う。

- ⑤グループ各社の将来展望に立ち、社会に認められる商品・サービスを提供し、さらに高い付加価値を創造する。
- ⑥経営体質の見直しと、生産体制の効率化、原価の低減化を徹底させコスト競争に対処する。
- ⑦グローバル化の中で基幹事業の領域拡大によるさらなる事業の拡大・強化を図る。

を掲げており、地域に密着したきめの細かい事業活動でさらなる信頼の醸成を図り「高見澤ブランド」の確立を目指して参ります。

この中長期経営計画を着実に実行することで、今後益々変動する地域経済のなかで、常に「人と自然に優しい環境創り」をモットーにした顧客の利便性・信頼性を追求することになり、株主の皆様などステークホルダーとの良好な関係を維持発展させ、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資することができるものと考えております。

(2) コーポレートガバナンスについて

当社では取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の監査を中枢において、内部監査室を中心とした内部統制システムの構築によりコーポレートガバナンスの体制を敷いております。

当社では取締役会を取締役及び監査役15名で構成し、毎月定期（1回）及び不定期で開催し経営上の重要事項の意思決定を行っております。

また、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、取締役、監査役、内部監査担当者の出席のもと、経営戦略会議を必要に応じて都度開催しております。経営戦略会議では各事業部からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況を確認、業務に関する意思決定、リスクの認識及び対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

そして近年問題となっているCSR（企業の社会的責任）については、企業責任をきちんと果たすためコンプライアンス委員会や情報セキュリティ委員会の活動を活性化させ、地域社会に認められる企業創りを目指して参ります。

さらに監査役は取締役会等重要な会議へ出席し、業務及び財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当者及び監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

当社は、今後とも一層の経営の透明化とコーポレートガバナンスの向上を図り、お客様や株主の皆様はもとより、社会全体から高い信頼を得るよう努めて参ります。

3. 本プラン継続の目的

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をし、当社取締役会が代替案を提示するために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、独立委員会の勧告内容及び対抗措置の概要等、適時かつ適切に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏の就任を予定しております。

また、2020年6月30日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」の通りであり、同時点において創業者一族にて発行済株式の約40%が保有されておりますが、これらは必ずしも共同ないし協調して議決権を行使する訳ではなく、独立した関係にあります。また、当社は公開会社として、株主の皆様の自由な意思に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されることは勿論、創業者一族といえども、その各々の事情に基づき今後当社の株式を譲渡、相続その他の処分をすることにより、今後分散化が進んでいく可能性が考えられます。また、現経営陣による当社発行済株式の保有割合は24%となっておりますが、今後経営層の世代交代等が進むなか、当社の株式を保有しております現経営層が退任した後は、一株主として自由な意思に基づく取引等により当社株式が譲渡される可能性も考えられます。このような状況において当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のある買収提案がなされた場合、企業価値向上の観点から好ましくないと考えられ、大規模買付行為が発生した場合において株主の皆様のために必要かつ十分な情報及び時間を確保するため、本プラン継続の必要性はあるものと認識しております。

また、現段階においては安定比率が高いと考えられることから、本プランでは取締役会の判断の恣意性を排除するために独立委員会を設置し、対抗措置の発動にあたっては独立委員会の勧告を最大限尊重することとなっており、取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止したスキームとしております。

なお、当社は現時点において当社株式の大規模買付行為に係る提案を受けている訳ではありません。

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、又は行お

うとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式¹について、保有者²の株式保有割合³が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式⁴について、公開買付け⁵に係る株式の株式所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限りません。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式の数及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及びその内容。なお、目的が複数ある場

合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討のために必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を当社に提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日⁹(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、追加情報についての合理的な期間を定め、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

また、本必要情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

-
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
 - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
 - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式の数及び買付け等を行った後における株式所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします。

9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日を含みます。以下同じとします。

10 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式の数量等の当該担保契約等の具体的内容
 - (vii) 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式の数量等の当該合意の具体的内容
 - (viii) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
 - (ix) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社及び当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針
 - (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切に適時開示いたします。
- また、当社取締役会及び独立委員会が、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii)その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに速やかに開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

- (i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しない場合
独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。
- (ii) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合
独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動が相当であると判断される場合には、例外的に、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告することがあります。なお、別紙4に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものとします。

また、独立委員会は、対抗措置の発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会に

て、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続きを行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手續きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付行為を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと思えられる状況に至った場合には、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

⑧ 大規模買付行為の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定

することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2020年9月29日開催の本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を2023年9月開催予定の本定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足

しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえております。

- (2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記3.に記載の通り、当社株式に対する大規模買付行為がなされる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断するため、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

- (3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として継続されるものであり、上記4.(3)に記載した通り、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

- (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に適切に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4. (1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4. (3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の4. (1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様

の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

なお、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）

以上のほか、割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商

品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので、当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

独立委員会委員の略歴（五十音順）

倉田 博光（くらた ひろみつ）

1988年8月 公認会計士登録

1997年8月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）
代表社員

2002～2004年度 長野市包括外部監査人

2004～2005年度 日本公認会計士協会長野県会長

2005年10月 倉田博光公認会計士事務所開設（現在に至る）

武田 俊男（たけだ としお）

1962年4月 株式会社カクイチ入社

1965年6月 株式会社武田入社

1994年4月 同社代表取締役社長

1994年9月 当社社外監査役

1996年4月 信濃中野税務署管内納税貯蓄組合会長

2002年5月 中野労働基準協会総務部会長（現在に至る）

2011年5月 中高職業訓練協会副会長（現在に至る）

2018年5月 株式会社武田代表取締役会長（現在に至る）

中村 隆次（なかむら たかつぐ）

1977年4月 弁護士登録

1984年6月 中村隆次・田鶴子法律事務所開設（現在に至る）

2006年4月 長野県弁護士会会長

2010年4月 独立行政法人日本司法支援センター
長野地方事務所所長

※上記3氏と当社との間に、特別の利害関係等はございません。

当社の大株主の株式保有状況

2020年6月30日現在

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
高 見 澤 秀 茂	205	11.71
高 見 澤 尊 昭	135	7.67
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	83	4.73
株 式 会 社 高 見 澤	77	4.40
株 式 会 社 夢 葉	60	3.41
高 見 澤 雅 人	55	3.13
内 藤 征 吾	52	2.96
長 野 県 信 用 組 合	50	2.84
高 見 澤 吉 晴	42	2.39
高 見 澤 洋	35	1.99
計	796	45.27

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社の株式の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の又は当社グループの会社事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式の高価売抜けをする目的で当社の株式の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式の売却を強要する虞があると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含みます。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である当社及び当社グループの顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる虞があると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数
本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。
2. 割当対象株主
割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。
3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日とします。
4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。
5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める額とします。
6. 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
7. 本新株予約権の行使条件
(1) 特定大量保有者¹¹、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者¹²、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。
8. 当社による本新株予約権の取得
当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数

の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

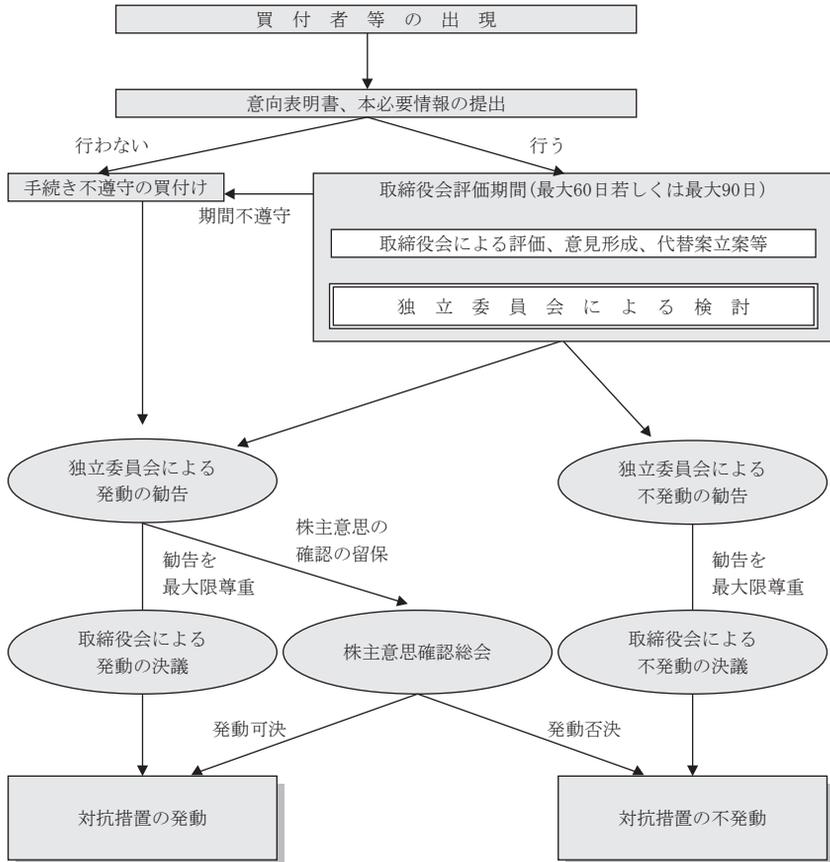
10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

-
- 11 当社が発行者である株式の保有者で、当該株式に係る株式保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 12 公開買付けによって当社が発行者である株式（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式の株式所有割合がその者の特別関係者の株式所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

(ご参考)

本プランの手續きに関するフロー図

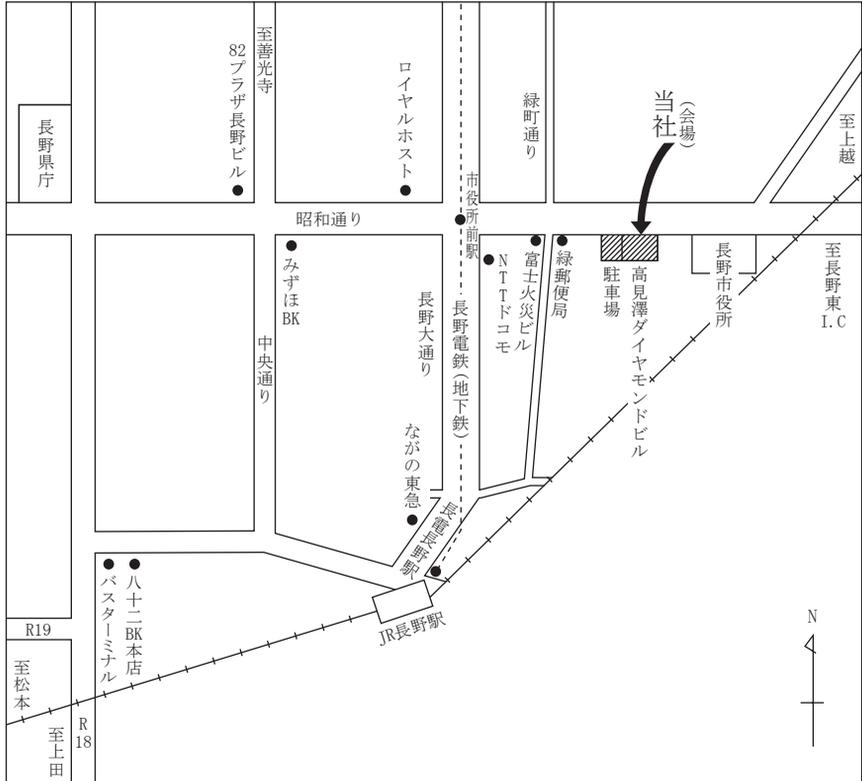


※このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以上

第70期定時株主総会会場ご案内図

会場 長野県長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14（長野市緑町）
高見澤ダイヤモンドビル 9階会議室
TEL. 026-228-0111



- 交通機関
- ・ J R、長野駅善光寺口下車 徒歩約15分
 - ・ 長野電鉄、市役所前駅下車 徒歩約3分
 - ・ お車ご利用の方

長野市役所隣り（2つ目のビル）当社駐車場をご利用ください。